

熊本県監査委員公告第17号

平成25年度及び平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年10月5日

熊本県監査委員	松見辰彦
同	竹中潮
同	城下広作
同	小早川宗弘

## 平成25年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
1	17	人事課	包括外部監査総論	規定、マニュアル等の整備状況	指摘	包括外部監査に関してどのような作業をどこが分担するかについて、熊本県で共有されている具体的なマニュアルが存在しない。対応可能な部署が柔軟に対応するという面では好ましい点もあるが、「どの部署に依頼してよいのか」といった困惑する場面も発生する。また、受検する所管課側も包括外部監査の年間スケジュールを把握しておいた方が、作業が円滑に進むことから、大まかなスケジュールを所管課も把握しておくことが望ましい。今後年間計画を含めた事務マニュアル等を整備することが望まれる。	平成26年11月に年間計画も含めた「包括外部監査事務マニュアル」を策定した。
2	18	人事課	包括外部監査総論	担当者間の引継ぎ	指摘	今後、監査人側としても包括外部監査報告書の提出時期をできるだけ早める努力をし、照会時期が年度を跨がないよう配慮する必要がある。しかし、状況により照会の時期が年度を跨ぐ可能性もあることから、担当者の異動が発生した場合は、包括外部監査における監査人とのやりとりや、措置方針の内容について十分引継ぎがなされるよう指導が望まれる。	前述の「包括外部監査事務マニュアル」に、人事異動等で担当者が変更になった場合、ヒアリングにおける状況や包括外部監査人の指摘等の趣旨等を、詳細に「文書」で引継ぎをすることを記載し、十分に引継ぎをするように指導した。
3	19	人事課	包括外部監査総論	措置方針のモニタリング	指摘	措置方針の策定状況のモニタリングについて、どの部署がとりまとめを行うか責任を明確にし、各部署の理解を得る必要があると考える。現在それぞれの筆頭課がモニタリングしているとのことであるが、この点についてもルール化を進め、今後の円滑な措置内容の公表につなげる必要があると考える。	前述の「包括外部監査事務マニュアル」にて、措置状況の進捗管理をルール化した。
4	19	人事課	包括外部監査総論	包括外部監査を受検する際の姿勢	指摘	できる限り初期のヒアリング段階から事実を最も理解している職員が同席することが望ましく、また監査の進捗状況等について所管課内で情報の共有化を図り、組織的なコンセンサスをとったうえで監査人に回答することが望まれる。	前述の「包括外部監査事務マニュアル」に、監査の受検体制について記載し、ヒアリング内容を所管課内で情報共有し対応することとした。
5	21	人事課	包括外部監査総論	包括外部監査の結果として報告される「指摘」と「意見」	指摘	「指摘」を含む監査の結果とこれに添えて提出される「意見」の性質の違いを、受検者側が十分理解してもらうことは、その後の措置方針に重要な影響を与えるものと考え。今後、「指摘」及び「意見」の違いについて、適切に受検者が理解したうえで措置を講じていくことが望まれる。	前述の「包括外部監査事務マニュアル」に「指摘・意見」の定義を記載し、受検者に周知した。

## 平成25年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
12	111	文化企画課	( (財)熊本県立劇場(現(公財)熊本県立劇場)	委託費について	指摘	現在のチェック体制は、上席者の人的能力に頼っており、上席者の能力によりチェック体制の品質が一定に保たれない可能性がある。 誰が行っても漏れなくチェックできる仕組みを構築すべきであり、熊本県が作成している「入札・契約の手引き」に基づいて、作成すべき調書のチェックシートを作成する等を検討すべきである。	平成27年1月から一般競争入札制度を導入したことに合わせて、入札事務のマニュアル等を整備し、書類のチェックを含めた入札事務の適正な執行体制を強化した。
13	117	文化企画課	( (財)熊本県立劇場(現(公財)熊本県立劇場)	備品の管理について	指摘	県有備品も財団所有備品も共に、処分手続きが遅れており、対応が不十分であった。 また、実地調査を実施したところ、備品管理を有効に実施するために不可欠な備品シールの貼り換えが徹底されておらず、未だにシールの文字が消え、読めない状態のものが存在した。 備品の管理についてさらなる改善の必要があると考える。	県有備品については、全2,254点のうち、平成25年度に消耗品335点と不用決定260点を処分した。 また、備品シールについては、平成26年5月に貼り替え作業を終了した。 なお、財団備品についても、平成26年9月中に同様の作業を終了した。
14	127	交通政策課	(天草エアライン株式会社)	棚卸資産の二重計上について	指摘	棚卸資産の二重計上を修正し、システム上の不具合を解消するとともに、棚卸資産の二重計上防止のためのエクセルによる管理表と実地棚卸による照合を実施していることから措置は適切である。 しかし、登録作業や照合作業、棚卸自体を適切に行うために、登録方法等の作業手順などを明文化した「棚卸資産実地棚卸要領」を整備すべきである。	棚卸資産実地棚卸要領を平成26年度中に作成、施行している。
19	161	住宅課	(県営住宅家賃)	保証人設定の漏れについて	意見	毎年、入居者から収入申告書の提出があり、これに連帯保証人の有無を記載する欄を追加することで、保証人の設定漏れの状況を確認しているが、熊本県営住宅条例では、第9条の4に連帯保証人の変更について定められていおり、その場合、速やかに報告することが求められるが、現状では積極的に情報を吸い上げる仕組みがとられていない。 今後、収入申告書において、連帯保証人の有無だけでなく、少なくとも連帯保証人の氏名、住所又は居所も記載する欄を設けること等の対応が望まれる。	御意見をいただいた収入申告書への記載欄の追加については、収入申告制度のそもそもの目的に照らし、そのまま実施することは困難なことから、それに変わる方法として、収入申告や収入認定といった入居者に毎年定期的に文書を送付する機会を捉え、当該内容を周知する文書を送付し、繰り返し周知を行うことで、入居者からの速やかな報告を促すこととした。